

# 11. 申告書の書き方 (おもて面)

- 1 から順番に該当する項目に記入してください。
- 収入がない方、非課税所得のみの方は 1 を記入後 12 を記入してください。

### 1 住所、氏名、生年月日、個人番号

申告する方の住所、氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、電話番号等を記入してください。

### 2 収入金額等

年金収入の場合は「公的年金等の内訳」欄を記入してください。  
収入の種類別に収入の金額を収入金額欄に記入してください。

### 3 所得金額

下表を参照し、収入の種類別に所得を計算し、所得の金額欄に記入してください。  
合計(⑫)に所得金額の合計額を記入してください。

収入・所得	内容 (令和3年1月1日から令和3年12月31日までの収入・所得)
① 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、各種外交員、集金人、大工、左官、専任労働者などの自由職業から生じる所得です。 ※ 収入金額は「ア」に記入してください。
② 農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。 ※ 収入金額は「イ」に記入してください。
③ 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸し地などから生じる所得です。 ※ 収入金額は「ウ」に記入してください。
④ 利子	公社債や預貯金の利子などによる所得です。 ※ 源泉分離課税は申告不要です。
⑤ 株式等	株式の配当等による所得です。(上場株式等で市民税・府民税が特別徴収された配当は申告不要です。) ※ 上場株式等の配当を申告する場合は、うち欄「10」に特別徴収された配当額を記入してください。
⑥ 給与	給料(賞与含む)、賞金、優待などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を「カ」に記入してください。 ※ 源泉徴収額を「キ」に記入してください。 ※ 3ページ「7. 所得の計算」及び「給与の記入例」を参照してください。 ※ 源泉徴収額がない場合は「キ」を記入してください。
⑦ 公的年金等	国民年金(国民年金・厚生年金など)から生じる所得です。 ※ 総収入金額を「ク」に記入してください。 ※ 源泉徴収額を「ケ」に記入してください。 ※ 3ページ「7. 所得の計算」及び「公的年金等の記入例」を参照してください。
⑧ 雑所得	香煙家以外の所得の受ける原簿料、印税、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの取引から生じる所得です。 ※ 総収入金額を「コ」に記入してください。
⑨ 生命保険	生命保険の個人年金、互助年金などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を「カ」に記入してください。
⑩ 総所得	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡などから生じる所得です。(高価、原材料などの売却は除かれます。) 短期(コ)→取得後5年以内の譲渡 長期(カ)→取得後5年超の譲渡 特別控除額は、長期と短期あわせて最高50万円です。
⑪ 一時所得	賞金、懸賞当選金、贈り物などの私法債、法人から贈りを受ける金品、遺失物拾得の報労金、生命保険契約に基づく一時金などから生じる所得です。なお、特別控除額は最高50万円です。

### 「給与」と「公的年金等」以外の所得については、申告書うら面の「9 所得の内訳に関する事項」の該当箇所に記入してください。

# 市民税・府民税申告書の記入例

※「9. 市民税・府民税の計算例」の場合

### 令和4年度分 市民税・府民税申告書

個人番号 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2

住所 高槻市 桃園町 2番 1号

氏名 高槻太郎

生年月日 27.9.1

収入金額等

公的年金等の内訳	日本年金機構 2,433,221円	企業年金 432,226円	公的年金等 2,865,447円
収入金額	2,433,221円	432,226円	2,865,447円
所得金額	2,433,221円	432,226円	2,865,447円

所得の内訳

給与	3,002,578円
公的年金等	2,865,447円
雑所得	432,226円
合計	6,300,251円

所得控除

配偶者控除	33万円
扶養控除	22万円
基礎控除	11万円
合計	66万円

所得金額調整控除

所得金額調整控除	0円
----------	----

所得金額

所得金額	6,234,251円
------	------------

### 「給与」と「公的年金等」以外の所得については、申告書うら面の「9 所得の内訳に関する事項」の該当箇所に記入してください。

### 公的年金等の記入例

- 年金の支払金額を源泉徴収票で確認しながら「公的年金等」の内訳欄に記入してください。
- 合計額を「公的年金等(キ)」に記入してください。
- 年金収入は雑所得になります。公的年金等の雑所得速算表(3ページ)で所得を計算してください。
- 所得の合計を「雑所得(コ)」に記入してください。

公的年金等の内訳	日本年金機構 2,433,221円	企業年金 432,226円	公的年金等 2,865,447円
収入金額	2,433,221円	432,226円	2,865,447円
所得金額	2,433,221円	432,226円	2,865,447円

### 6 所得から差し引かれる金額に関する事項(人的控除)

控除別に必要事項を記入してください。①配偶者控除・②同一生計配偶者・③配偶者特別控除・④扶養控除については、扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人に行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必要です。

### 7 所得から差し引かれる金額(人的控除)

控除別に控除額を記入してください。

合計(ケ)に所得から差し引かれる金額の合計(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)を記入してください。

控除の種類	控除の要件など (令和3年12月31日現在の状況で判定)	控除額
① 配偶者控除	(1) 夫と離婚後再婚していない方うち、次の条件全てを満たす方 ・扶養親族を有する(被扶養者の合計所得金額が48万円以下であること) ・合計所得金額が50万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと (2) 夫と死別した後再婚していない方又は夫の死の明らかな方うち、次の条件全てを満たす方 ・合計所得金額が50万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	26万円
② 同一生計配偶者控除	次の条件全てを満たす方 ・働かざるが、高等学校等に入学している ・前年の合計所得金額が75万円以下 ・自己の専らによる所得が10万円以下 ※申告書に学生証又は在学証明書を持参してください。	26万円
③ 障害者控除	① 身体障害者(知的障害者・精神障害者)「障害者」の交付を受けている方 ② 精神障害者(知的障害者・精神障害者)「障害者」の交付を受けている方 ③ 身体障害者(知的障害者・精神障害者)「障害者」の交付を受けている方 ④ 6ヶ月以上継続して医師が難病を診断している方 ⑤ 6ヶ月以上継続して医師が難病を診断している方 ※申告書に「障害者」の交付を受けていること、特別障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けたことを証明してください。	26万円
④ 特別障害者控除	① 障害者控除に該当する方うち、「身体障害者手帳1・2級」、「障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「難病者手帳(特別項症から第3項まで)」の交付を受けている方 ② 原子爆弾被害者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ③ 6ヶ月以上継続して医師が難病を診断している方 ※申告書に「障害者」の交付を受けていること、特別障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けたことを証明してください。	30万円
⑤ 同居特別障害者控除	特別障害者控除に該当する配偶者、扶養親族が同居している場合は同居特別障害者控除になります。	53万円

### 8 16歳未満の扶養親族に関する事項

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人を行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必要です。

16歳未満の扶養親族	生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合	控除額
① 一般扶養控除	16歳~18歳(平成15年1月2日~平成18年1月1日生まれ)	33万円
② 特定扶養控除	19歳~22歳(平成11年1月2日~平成15年1月1日生まれ)	45万円
③ 一般扶養控除	23歳~69歳(昭和27年1月2日~平成11年1月1日生まれ)	33万円
④ 老人扶養控除	70歳~(昭和27年1月1日以前生まれ)	38万円
⑤ 老人扶養控除	老人扶養親族に該当する扶養親族が同居し、かつ、あなたがあなたの配偶者の直系尊属である場合は7万円の同居加算がされます。	45万円

### 9 所得の内訳に関する事項

給与の記入例

給与	3,002,578円
雑所得	432,226円
合計	3,434,804円

源泉徴収票「給与所得」の額を記入してください。

給与	3,002,578円
雑所得	432,226円
合計	3,434,804円

### 給与の記入例

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	源泉徴収税額	所得金額
給与	3,002,578円	2,020,000円	982,578円
賞与	2,020,000円	1,599,251円	420,749円
合計	5,022,578円	3,619,251円	1,403,327円

源泉徴収票「給与所得」の額を記入してください。

### 12. 申告書の書き方 (うら面)

### 9 所得の内訳に関する事項

① 給与所得の内訳

日給など給与所得のある方で、源泉徴収票がない方は、この欄に記入してください。  
給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法(記入例) ※参照

② 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類に応じて、該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。

③ 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。

※ 総合課税の特別控除額は、50万円かその課税利益のいずれか少ない方  
※ 一時所得の特別控除額は、50万円か収入-経費のいずれか少ない方

### 10 事業専従者に関する事項

① 事業専従者に関する事項

あなたが生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、営業等に一年を通して6か月を超える期間従事した場合は、その方の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。1人につき①又は②のいずれか少ない金額が必要経費(専従者給与(控除)額)になります。

① 50万円(配偶者の場合は86万円)  
② 営業、不動産所得等の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額

### 11 別居の扶養親族等に関する事項

① 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。

### 12 前年に所得がなかった方、非課税所得がある方に関する事項

① 前年中に所得がなかった方

あなたが無収入であった場合、生活状況等の該当箇所に必要事項を記入してください。

② 非課税所得の内訳

非課税所得を受け持っていた場合、非課税所得金額を記入してください。

※「16 非課税所得の内訳」を参照してください。

### 13 所得金額調整控除に関する事項

① 所得金額調整控除に関する事項

下記の①と②の両方に該当する方であれば、その者の氏名等を記入してください。

① 本人の給与収入が850万円を超える。  
② 以下のいずれかに該当する。  
・給与所得者本人が特別障害者  
・同一生計配偶者が特別障害者  
・扶養親族が特別障害者  
・扶養親族が23歳未満

※このよう同一生計配偶者または扶養親族については、自分以外の親族等が控除対象にしている場合も含まれます。

### 4 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除別に支払額、補填金等を記入してください。

### 5 所得から差し引かれる金額

控除の支払額等から控除額を計算し記入してください。

控除の種類	内容	控除額
⑬ 社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などが負担するものとして国民健康保険料(組)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。	支払金額全額
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが支払った確定拠出年金(企業型・個人型)、小規模企業共済等掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合に受けられる控除です。 ※ 証明書(原本)などが必要。	支払金額全額
⑮ 生命保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などを受取人とする生命保険料(配当金のある場合は差し引いた額)や、個人年金保険料、介護医療保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。平成24年1月1日以後に締結した保険契約については、それまでの生命保険料控除とは別に、介護医療保険料控除として新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除のそれぞれの適用限度額を28,000円、合計適用限度額を70,000円とすることとされました。 下記の手順に従って計算をしていただくことで生命保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用ください。 ※ 生命保険料控除証明書(原本)が必要。	支払金額全額

### 生命保険料控除の計算例

1. 生命保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。

A 新契約に係るもの(平成23年1月1日以後締結分)	支払金額
① 新生命保険料の計	円
② 個人年金保険料の計	円
③ 介護医療保険料の計	円

2. ①~③の保険の種類ごとに、下記のA、Bの計算式により控除額を計算し、令和4年度の生命保険料控除額を算出してください。

A 新契約に係るもの(1)、(2)、(3)	控除額
年間の支払保険料等	控除額
~ 12,000円	支払金額全額
12,001円 ~ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円 ~ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円 ~ 28,000円	28,000円

3. ④~⑥の保険の種類ごとに、下記のA、Bの計算式により控除額を算出してください。

A 旧契約に係るもの(4)、(5)	控除額
年間の支払保険料等	控除額
~ 15,000円	支払金額全額
15,001円 ~ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円 ~ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円 ~ 35,000円	35,000円

あなたの令和4年度の生命保険料控除額

① 新生命保険料 (上限28,000円)  
② 個人年金保険料 (上限28,000円)  
③ 介護医療保険料 (上限28,000円)  
④ 旧生命保険料 (上限35,000円)  
⑤ 旧個人年金保険料 (上限35,000円)  
⑥ 旧介護医療保険料 (上限28,000円)

あなたの令和4年度の生命保険料控除額

① 新生命保険料 (上限28,000円)  
② 個人年金保険料 (上限28,000円)  
③ 介護医療保険料 (上限28,000円)  
④ 旧生命保険料 (上限35,000円)  
⑤ 旧個人年金保険料 (上限35,000円)  
⑥ 旧介護医療保険料 (上限28,000円)

あなたの令和4年度の生命保険料控除額

① 新生命保険料 (上限28,000円)  
② 個人年金保険料 (上限28,000円)  
③ 介護医療保険料 (上限28,000円)  
④ 旧生命保険料 (上限35,000円)  
⑤ 旧個人年金保険料 (上限35,000円)  
⑥ 旧介護医療保険料 (上限28,000円)

### 16歳未満の扶養親族に関する事項

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人を行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必要です。

16歳未満の扶養親族	生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合	控除額
① 一般扶養控除	16歳~18歳(平成15年1月2日~平成18年1月1日生まれ)	33万円
② 特定扶養控除	19歳~22歳(平成11年1月2日~平成15年1月1日生まれ)	45万円
③ 一般扶養控除	23歳~69歳(昭和27年1月2日~平成11年1月1日生まれ)	33万円
④ 老人扶養控除	70歳~(昭和27年1月1日以前生まれ)	38万円
⑤ 老人扶養控除	老人扶養親族に該当する扶養親族が同居し、かつ、あなたがあなたの配偶者の直系尊属である場合は7万円の同居加算がされます。	45万円

### 給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法(記入例)

申告書うら面 左

給与収入の申告は、原則として源泉徴収票に記載された金額を申告していただくことになりますが、やむを得ない理由により源泉徴収票の再発行ができない場合は、給与所得等内訳を二重確認の上、申告書うら面左上の「6 給与所得の内訳」に記入してください。

- 月ごとの給与収入を給与明細等で調べてください。
- 申告書うら面左上「6 給与所得の内訳」に調べていただいた金額を左欄の合計に記入し、合計金額を記入してください。
- 合計金額の下に勤務先所在地、名称、電話番号を記入してください。
- 申告書おて面下の「2 給与(カ)」に給与収入の合計金額を記入し、「給与(ケ)」には3ページ「給与所得の速算表」にて給与収入から給与所得を算出し記入してください。

6 給与所得の内訳

月	給与	月収
1	81,500	81,500
2	81,500	81,500
3	81,500	81,500
4	81,500	81,500
5	81,500	81,500
6	81,500	81,500
7	81,500	81,500
8	81,500	81,500
9	81,500	81,500
10	81,500	81,500
11	81,500	81,500
12	81,500	81,500
合計	978,000	978,000

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円

8 所得の内訳に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円

9 所得の内訳に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円

10 所得の内訳に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円

11 所得の内訳に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円

12 所得の内訳に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円

13 所得の内訳に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	978,000円	0円	978,000円
雑所得	432,226円	0円	432,226円
合計	1,410,226円	0円	1,410,226円